

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 児童生徒支援課	大川 周一
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	⑧ いじめや不登校など児童生徒が抱える問題等への総合的な対策の推進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	276,079

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)</p> <p>児童生徒が抱える問題等の改善を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題等の未然防止や早期発見・早期解消につなげるための継続的な支援を行います。</p>		<p>(取組項目)</p> <p>i) いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実 ii) スクールカウンセラー^{※1}やスクールソーシャルワーカー^{※2}の配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実 iii) 不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実 iv) 学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成 v) 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用 の徹底</p> <p>※1 スクールカウンセラー: いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家 ※2 スクールソーシャルワーカー: 児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家</p>							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合	目標値①	86%	87%	88%	89%	90%	90.0% (R7)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び教育支援センター等による専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合は、令和3年度は88.6%であり、目標値を上回った。これは、不登校児童生徒が適切な時期に専門的な指導や相談を受けることで、早期段階における学校復帰も含めた社会的自立につながるという認識が高まっていることが一因であると考えられる。
	実績値②	85.3% (H30)	88.6%					進捗状況	今後も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を一層工夫するなど、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実に努めていく。
	達成率②/①		103%					順調	

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等		
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		R2目標	R2実績	達成率			
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	207,134	129,146	2,347	令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容)	主な指標	【活動指標】 数値目標なし		292	—	●事業の成果 ・いじめや不登校などの諸課題の解消にあたる とともに、悩みや不安を抱える児童生徒等に対 応することで、児童生徒の健全育成を図ることが できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・スクールカウンセラーによる専門的な指導によ り、不登校や悩みを抱える児童生徒の状況の改 善を図り、目標達成に向け寄与した。
				197,481	131,654	2,337				【成果指標】 スクールカウンセラー 配置校における事業 効果(点)	402	—	
				209,913	139,942	2,304				3.7	3.7	100%	
			事業実施の根拠法令等										
			事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)							
			所管課(室)名										
			H13-										
			児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等		3.7				

取組項目 i ii iii	○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	63,743	39,109	2,347	スクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会及び公立学校に配置することにより、問題行動や悩みを抱える児童生徒・保護者等に対し、教育と福祉の両面から関係機関等と連携しながら支援した。	【活動指標】	50	50	100%	●事業の成果 ・関係機関と連携を図り、児童生徒や保護者等の置かれている環境を改善することで、児童生徒の健全育成を図ることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・スクールソーシャルワーカーによる専門的な指導により、不登校や悩みを抱える児童生徒の置かれた環境の改善を図り、目標達成に向け寄与した。
				59,733	39,823	2,337			54	54	100%	
				62,641	41,761	2,304			56			
			H20-									
		児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【成果指標】	3.9	3.6	92%		
							スクールソーシャルワーカーの配置市町及び県立高校における事業効果(点)	3.9	3.7	94%		
								3.9				
取組項目 i ii iii	○	3	教育相談事業費	15,613	10,316	3,912	いじめや不登校等に悩む子どもや保護者等に対し、夜間休日を含めた24時間電話相談やSNSによる相談を実施するとともに、教職員に対し、児童生徒の事件・事故が発生した場合の対応など、危機管理や福祉制度・関連法に関する研修会を実施した。また、解決が困難な法的課題に対しては、弁護士による助言を受けられる機会を設けた。	【活動指標】	7	7	100%	●事業の成果 ・いじめや不登校等の諸課題に関する相談に対し、事例の実態に応じ適切に対応することができた。また、学校だけでは解決が困難な事例に対して、弁護士による法的助言を受けることにより、課題解決につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・電話相談窓口への相談から学校での支援につなげるなど、関係機関と連携しながら悩みを抱える児童生徒の支援を行い、目標達成に向け寄与した。
				18,658	12,561	3,895			7	7	100%	
				23,247	16,395	3,841			7			
		児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	7	7	100%		
							巡回教育相談開催会場数(会場)	7				
							【活動指標】	数値目標なし	5	—		
							弁護士相談窓口への相談件数(件)	数値目標なし	5	—		
							【成果指標】	数値目標なし	843	—		
							教育センターで問題に向けて共に取り組んだ件数(件)	数値目標なし	693	—		
							【成果指標】	3.8	4.0	105%		
							弁護士相談口における事業効果(点)	3.8	4.0	105%		
								3.8				
取組項目 i iii		4	不登校等児童生徒に対する支援事業	549	550	1,565	不登校児童生徒等の将来の社会的自立や学校生活への復帰のために、教育庁内にワーキンググループを立ち上げ、現状の共有を図った。また、教育支援センターのあり方についての協議や教育支援センター指導員研修会等の支援を行った。	【活動指標】	数値目標なし	0	—	●事業の成果 ・教育支援センターに通級した児童生徒へ継続的に支援を行い、学校復帰につなげた。また、研修会を通して、不登校児童生徒の支援方法や現状を共有することで、各支援員の資質向上に寄与した。
				207	207	1,558			数値目標なし	2	—	
				1,480	1,480	1,536			数値目標なし			
			H10-									
		児童生徒支援課	—	—	—	公立小・中・高・特支の児童生徒、保護者及び教職員等	【活動指標】	100	—	—		
							県配置の教育支援センターにおける通所児童生徒数(名)	100	100	100%		
							【成果指標】	100	100	100%		
							教育支援センターに通う子どもたちの学校復帰率(%)	100				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	いじめの未然防止、早期発見・早期解消、不登校や自殺の未然防止、非行からの立ち直り支援の充実	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>教職員を対象に不登校支援や自殺予防に関する研修会を開催し、教職員の資質向上と意識の醸成に取り組むことができた。一方、いじめの認知や組織的対応については、学校間、教職員間で意識に差があり、今後一層の啓発が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き研修会を通して教職員一人一人の資質向上や意識の醸成を図るほか、各学校に対し、いじめ防止基本方針の見直しやいじめ等の問題に迅速かつ組織的に対応できる体制の整備を促していく。</p>
ii	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や24時間対応の電話・メール・SNS相談等の教育相談体制の充実	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>スクールカウンセラー(R3:317校)及びスクールソーシャルワーカー(R3:19市町+35県立学校)の配置を拡充したことで、これまで以上にいじめや不登校等の諸課題に対応することができた。しかしながら、希望する全ての学校に配置できている状況ではないため、さらなる配置の充実や未配置校への支援が必要である。</p> <p>また、電話、メール、SNSによる相談体制を整備し、様々な悩みに対応したが、児童生徒がいつでも気軽に相談窓口を活用できるよう周知方法をより一層工夫する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充や効率的な配置による相談体制の強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー一人一人の資質向上に取り組む。</p> <p>また、引き続き各種相談窓口に関する紹介カードを作成・配布するほか、一人一台端末を活用しながら一層の周知に取り組む。</p>

iii 不登校児童生徒に対する個々に応じたきめ細やかな支援の充実	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>教育庁各課の担当者を対象として、不登校支援に関するワーキンググループを開催し、不登校に関する現状を共有し、支援の必要性について認識を持つことができた。今後は、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援のあり方を検討していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>有識者の協力を得ながら、不登校児童生徒の支援に関する協議会を開催する。その中で、現在の取組の検証とともに、不登校児童生徒の支援のあり方について検討を行う。</p>
iv 学校における危機管理体制の見直しと児童相談所や警察など関係機関との連携協力に対する意識の醸成	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>管理職対象の研修会において、危機管理体制の見直しや関係機関との連携について周知を図り、各学校での取組を支援したことにより意識の醸成につながった。しかし、学校ごとに取組内容に差があることが課題である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き管理職への周知を続けるとともに、他校における見直しや連携協力の事例を共有することで、県内全体の意識の醸成を図る。</p>
v 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」や「学校と関係機関との連携マニュアル」の活用の徹底	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>管理職対象の研修会において、ガイドラインやマニュアルの周知を図り各学校での活用を支援したことで、意識の醸成につながった。一方で、それらの内容が各学校の教職員まで十分に行き届いていないことが課題として挙げられる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き管理職への周知を続けるとともに、生徒指導主事や教育相談主任を対象とする研修会においても周知を図り、教職員の意識の醸成や活用の徹底に取り組む。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容	事業構築の視点	令和5年度事業の実施に向けた方向性	
			事業期間 所管課(室)名			※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	見直しの方向
取組項目 i ii iii	○	1	スクールカウンセラー活用事業	配置時間の見直しや拠点校配置方式により、322校に配置を拡充する。また、スクールソーシャルワーカー及びコーディネーターとの合同の研修会を実施することで、学校の教育相談体制の一層の強化に努める。	⑧	学校では児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。また、人材確保が難しい離島地域については、募集を早める等の工夫を行い、効果的な配置を図る。	改善
			H13-				
			児童生徒支援課				
○	2	スクールソーシャルワーカー活用事業	配置時間の見直しや拠点校配置方式により、市町教育委員会及び県立学校の合計56箇所に配置を拡充する。また、スクールカウンセラー及びコーディネーターとの合同の研修会を実施することで、学校の教育相談体制の一層の強化に努める。	⑧	学校では福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチを行うスクールソーシャルワーカーの活用が不可欠なものとなっており、配置の拡充、資質向上を図ることで更なる教育相談体制の充実を目指す。	改善	
		H20-					
		児童生徒支援課					
○	3	教育相談事業費	いじめの積極的な認知や組織的対応について理解を深め、事件事故の未然防止や、問題が発生した際の適切な対応に資するため、各高等学校長を対象に研修会を開催する。	②	電話、メール、SNSによる相談事業を引き続き実施し、児童生徒が不安や悩みを相談しやすい環境の整備を進める。また、教職員への研修会を通して、一人一人の教育相談やいじめ対応についての資質向上を図る。その際、研修会の内容についても随時見直しを行い、一層効果的なものになるよう努める。	改善	
		―					
		児童生徒支援課					
取組項目 i iii	○	4	不登校等児童生徒に対する支援事業	臨床心理士や弁護士、フリースクール関係者等の有識者や学校関係者で構成する「不登校支援協議会」を設置し、これまでの取組の検証を行うとともに、今後の支援のあり方等について協議を行う。	②	不登校支援協議会での協議を踏まえ、不登校児童生徒が将来の社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができるような新たな支援策を実施する。	改善
			H10-				
			児童生徒支援課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点